

令和5年度 第7回経営協議会議事要旨

日 時 令和6年3月25日（月） 13時30分～14時52分
場 所 本部棟2階大会議室
出席者 (学外委員) 潮谷委員、陣内委員、菅谷委員、戸上委員、中尾委員、水田委員、宮島委員
(学内委員) 兒玉学長、渡委員、大島委員、山下委員、石田委員
欠席者 (学外委員) 山口委員
(学内委員) 豊田委員、野口委員
陪席者 竹下理事、佐々木監事、小野教育学部長、吉住芸術地域デザイン学部長、
檜澤経済学部長、野出医学部長、佐藤理工学部長、鈴木農学部長

学長から、令和5年度第6回経営協議会議事要旨の確認依頼があった。

【 審議事項 】

- (1) 国立大学法人佐賀大学年俸制教員給与規程の一部改正について（年俸給与における反映割合等について）
渡理事から、年俸制教員の評価区分の見直しのため、国立大学法人佐賀大学年俸制教員給与規程の一部改正を行う旨の説明があり、審議の結果、了承された。
- (2) 国立大学法人佐賀大学臨時職員給与規程等の一部改正について（オンコール手当及び歯科研修医の研修医手当について）
渡理事及び人事課長から、医員（研修医）の夜間勤務経験を令和6年4月からオンコール体制による対応とし、オンコール手当を支給するため及び歯科研修医の処遇改善を行いマッチ数や採用者数の増加を図るため、国立大学法人佐賀大学臨時職員給与規程の一部改正を行う旨の説明があり、審議の結果、了承された。
- (3) 看護助手の処遇改善及び関連規程の一部改正について
渡理事及び人事課長から、看護助手の処遇改善のため、国立大学法人佐賀大学職員給与規程等関連規程の一部改正を行う旨の説明があり、審議の結果、了承された。
- (4) 国立大学法人佐賀大学契約職員給与規程の一部改正について（URA の処遇改善等について）
渡理事及び人事課長から、URA の処遇改善のため、国立大学法人佐賀大学契約職員給与規程の一部改正を行う旨の説明があり、審議の結果、了承された。

(5) クロスアポイントメント手当の新設について

渡理事及び人事課長から、企業とのクロスアポイントメントを活性化させるために、国立大学法人佐賀大学クロスアポイントメント制度に関する規程等関連規程の一部改正を行う旨の説明があり、審議の結果、了承された。

(6) 令和6年度長期借入金の償還計画の認可申請について

財務課長から、令和5年度までの独立行政法人大学改革支援・学位授与機構からの長期借入金について、国立大学法人法第34条に基づき、長期借入金の償還計画に係る認可申請を文部科学大臣に行う旨、説明があり、審議の結果、了承された。

(7) 「令和6年度国立大学法人佐賀大学収入・支出予算(案)」について

財務課長から、令和6年度佐賀大学予算編成の方針を踏まえ、本学の令和6年度予算編成における収入・支出予算を策定する旨及び「令和6年度国立大学法人佐賀大学収入・支出予算(案)」についての説明があり、審議の結果、了承された。

(8) 令和4事業年度剰余金の繰越承認に係る目的積立金及び事業計画について

財務課長から、文部科学大臣の承認を受けた令和4事業年度の剰余金について、本学の目的積立金とし事業計画を決定する旨の説明があり、審議の結果、了承された。

【 報告事項 】

(9) 統合報告書2023及び財務分析2023について(令和4事業年度決算)

財務課長から、令和4事業年度決算内容を元に統合報告書2023及び財務分析2023を作成した旨の説明があった。

【 意見交換 】

◎組織改革について

学長から、本件について、経営協議会委員の皆様から、広く御意見をいただきたい旨の発言があり、次いで、石田理事から、国立大学法人運営費交付金における教育研究組織改革に対する支援について、教育研究組織関係及び研究組織関係について説明があり、その後、意見交換が行われた。

主な意見は下記のとおり。

- 学外の研究者等に来てもらうことで、国全体の研究の方向性を見ながら佐賀大学が目指すべき方向性を考えることができる。
- 研究戦略マネジメント室を設置することは、組織的に研究を管理することにつ

ながる。

○研究戦略マネジメント室の設置は、企業の考えに合うような研究者を探すことにつながり、共同研究の進展が期待できる。

【 その他 】

特になし。

以上